

足利市木造住宅耐震支援制度のご案内（概要）



① 耐震診断士の派遣

対象住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和56年5月31日以前に建築された一戸建て住宅 ・賃貸を目的としない住宅 ・2階建て以下の在来軸組構法、伝統的構法、枠組壁工法の住宅 ・所有者又は所有者の2親等以内の親族が居住 ・耐震診断支援制度(旧補助制度を含む)を受けたことのない住宅
支援内容	市が耐震診断士を派遣し、耐震診断を行う
対象者	住宅の所有者又は所有者の親族(2親等以内)
その他	耐震診断士から判定結果についての説明、耐震改修を行う場合に必要な概算額の説明を受けることができます。

② 総合耐震改修の補助

補助対象住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断の結果、倒壊の恐れがあると判断された住宅で補強計画及び改修を総合的に行う住宅 ・申請時、改修工事等を未契約の住宅 (契約済、工事開始済みの場合は補助が受けられません)
補助限度額	100万円(耐震改修費用の4/5以内)
補助対象者	住宅の所有者又は所有者の親族(2親等以内)で住宅に居住する方
その他	・耐震改修とは、倒壊の恐れがあると判断された住宅の最小の上部構造評点を1.0以上にする工事をいいます。

③ 総合耐震建替の補助

補助対象住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断の結果、倒壊の恐れがあると判断された住宅 ・申請時、解体・建替え工事を未契約の住宅 (契約済、工事開始済みの場合は補助が受けられません)
補助限度額	100万円(建替え前の住宅の耐震改修費用相当分の4/5以内)
補助対象者	住宅の所有者又は所有者の親族(2親等以内)で住宅に居住する方
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・倒壊の恐れがあると判断された住宅を解体し、同一敷地内に一戸建て住宅を建築する場合があります。 ・耐震診断後、新たな住宅の確認申請を行ってください。 ・新築する住宅は、<u>省エネ基準に適合させる必要があります。</u>

※補助対象者は原則、足利市民に限ります。

※上記以外にも要件があります。

※兼用住宅の場合、延面積の1/2以上が住宅となっている建築物に限ります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



詳しくは・・・

足利市 都市建設部 建築・住宅政策課 建築指導担当 電話 0284-20-2170

**令和6年4月1日より
耐震診断士派遣制度を
開始します。**

無料で耐震診断が受けられます！

**昭和56年5月以前に
建てられた木造住宅が
対象になります。
他にも条件があるよ！**



**詳しくは足利市建築・住宅政策課まで
0284-20-2170**